

飯綱町新型コロナウイルス感染防止環境整備支援事業補助金(拡大版)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための環境整備に取り組む町内の飲食店、宿泊事業者若しくは食品製造・小売事業者に対し、経費の一部を補助します。

| | |
|-------------|--|
| 申請受付期間 | 令和3年7月15日(木)～令和3年12月28日(火) ※令和3年12月28日(火)までに完了報告をすることができるもの |
| 補助対象者 | 次の要件を全て満たす者が対象となります。 1)町内に事業所を有し、飲食店、宿泊業若しくは、食料品・酒類製造業、食料品・酒類販売業を営む法人又は個人事業者 2)補助金交付後も事業活動を継続する意思があること 3)町税等の滞納がないこと 4)飯綱町暴力団排除条例(平成23年12月22日条例第21号)第2条第2項に規定する暴力団員又は同第6条第1項に該当する暴力団関係者でないこと |
| 補助対象事業等 | 新型コロナウイルス感染予防等を目的とする、飛沫感染防止、接触感染予防及び換気による感染予防に係る設備導入、備品購入等とします。 1)建物付属設備 網戸設置、空気清浄機能付エアコン、個室整備(仕切り設置)、自動水栓、オート開閉式便座等 2)機械装置、工具・器具及び備品 サーモグラフィカメラ、セルフレジ、自動券売機、抗ウイルス空気清浄機、サーキュレーター、CO2測定機器等 3)消耗品 非接触型体温計、卓上用アクリルパーテーション等事業所に設置するもので、感染予防に有効であると見込まれるもの 4)その他町長が必要かつ適当と認めるもの ※できる限り町内業者への施工発注、町内での購入にご協力願います |
| 補助対象外となる事業費 | 次の事業費については、補助の対象外となります。 1)見積りに要する費用 2)設計に要する費用(関係法令の手続き費用含む) 3)その他、補助対象経費に適さないと認められる費用 ※対象外事業の例 フェイスシールド、消毒液、ウエットティッシュ等の消耗品購入 |
| 補助金の額等 | 1)補助対象工事等に要する経費が5万円以上 2)補助対象経費の2/3に相当する金額(千円未満切り捨て) 3)補助上限額:20万円 ※補助金の交付は、1補助対象事業者につき1回限りとし、同一事業者が複数の事業所を有する場合には、所有する事業所のうちから1つを申請するものとする |
| 申請方法 | 郵送または持参によります。 |
| その他 | 「新型コロナ対策推進宣言」をし、店内・店頭に掲示する等、感染対策の徹底をお願いします。 |
| 問合せ先及び提出先 | 飯綱町産業観光課 商工観光係 住所:〒389-1293 飯綱町大字牟礼 2795 番地 1 電話:026-253-4765 FAX:026-253-6869 e-mail:kanko@town.iizuna.nagano.jp 申請受付時間:月曜日～金曜日 8:30～17:15(土日祝日を除く) |

○補助金受け取りまでの流れ

1. 申請書の提出(以下の書類を窓口まで提出してください)

○飯綱町新型コロナウイルス感染防止環境整備支援事業補助金交付申請書

- ・事業収支予算書
- ・事業に係る見積書等内訳の分かるもの(製品仕様書、パンフレット等)
- ・食品衛生法又は旅館業法による営業許可証の写し、若しくは酒税法による免許証の写し
- ・その他、町長が必要と認める書類



2. 書類審査・交付額の決定(町より申請者へ通知します)

○飯綱町新型コロナウイルス感染防止環境整備支援事業補助金交付決定通知書



3. 事業着工(事業着手は交付決定通知後としてください)



(※事業内容等に変更が生じた場合は、変更等申請書の提出が必要です)

(○飯綱町新型コロナウイルス感染防止環境整備支援事業補助金変更・廃止申請書)

【変更後の場合】

- ・事業収支予算書
- ・変更後の見積書等内訳の分かるもの(製品仕様書、パンフレット等)
- ・その他、町長が必要と認める書類



4. 実績報告書の提出(事業終了後、以下の書類を窓口まで提出してください)

○飯綱町新型コロナウイルス感染防止環境整備支援事業補助金実績報告書

- ・事業収支決算書
- ・事業に係る支払いを証明する書類の写し
- ・事業の実施状況が分かる写真、資料
- ・その他、町長が必要と認める書類



5. 補助金額の確定及び補助金交付(町より交付決定者へ通知します)

○飯綱町新型コロナウイルス感染防止環境整備支援事業補助金確定通知書

○飯綱町新型コロナウイルス感染防止環境整備支援事業補助金交付請求書